

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したかを表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになります。10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2016年は、第46週（11/14 - 11/20）の定点当たり報告数が1.38（患者報告数6,843人）となり、2016/2017年シーズンで初めて全国的な流行開始の指標である1を上回りました。**2017年第4週の定点当たり報告数は39.41（患者報告数195,501）と30以上で警報レベル**となり、前週の定点当たり報告数28.66よりも増加しました。

都道府県別では宮崎県（59.08）、福岡県（55.10）、埼玉県（51.68）、山口県（51.40）、大分県（51.12）、岡山県（42.29）、佐賀県（41.92）、熊本県（40.51）、大阪府（39.80）の順となっており、九州で警報レベルの県が増えております。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の 5 週間（2016 年第 52 週～2017 年第 4 週）では AH3 亜型の検出割合が最も多く、次いで B 型、AH1pdm09 の順となっています。

（国立感染症研究所 HP より抜粋、1 部改変）

長崎市、長崎県とともに第 47 週の報告数は、1 未満でしたが、第 48 週で長崎市（1.0）、長崎県（1.07）とともに 1 以上となり、流行開始レベルとなりました。

2017 年第 4 週は長崎市（37.65）、長崎県（32.04）で、前週：第 2 週 長崎市（25.82）、長崎県（19.33）よりも増加しており、長崎市は警報レベル（30 以上）となりました。

（長崎県感染症情報センター HP より抜粋、1 部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

